2　被請求国の領域において拘禁され又は刑に服している者の身柄の移送及び送還の手続及び条件については、両締約国の中央当局間で合意する。請求国は、被請求国が1の規定に従って身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。請求国は、両締約国の中央当局による事前の又は別段の合意に従い、当該者を被請求国に送還する。請求国によって当該者が拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

3　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国の領域に送還されるまでの間、請求国の領域において、前条に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を享受しないことについての同意を与え、かつ、両締約国の中央当局がそれについて合意する場合は、この限りでない。

4　この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十五条

1　被請求国は、送達のために請求国から送付された刑事手続に関する文書（第十三条1に規定する文書を除く。）の送達を実施する。

2　被請求国の中央当局は、第十三条3に定めるところにより、請求国の中央当局に対し、送達の実施の結果を書面により通報する。

第十六条

1　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2　1の規定による共助の実施の結果犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請求国に移転することができる。

第十七条

いずれか一方の締約国がこの条約に従って送付する書類であって、当該締約国の権限のある当局又は中央当局の押印によって証明されているものは、認証その他の証明なしに、他方の締約国によって受領される。被請求国は、請求国の要請があるときは、自国の法令に反しない限りにおいて、共助の請求に示された他の様式により、この条約に従って送付する書類を認証することができる。

第十八条

この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第十九条

1　両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2　両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十条

1　この条約は、批准されなければならない。

2　この条約は、批准書の交換の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3　この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じ、この条約を終了させる意思をいつでも書面により通告することができる。この条約は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後百八十日を経過した時に終了する。

5　この条約の終了は、この条約の終了の日までに請求された共助を実施しない理由としてはならない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千九年五月十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　中曽根弘文
ロシア連邦のために
　A・コノヴァロフ

内閣総理大臣　菅　　直人
法務大臣　柳田　稔
外務大臣　前原　誠司

（右条約の英文）

TREATY BETWEEN
JAPAN AND THE RUSSIAN FEDERATION
ON MUTUAL LEGAL ASSISTANCE
IN CRIMINAL MATTERS

Japan and the Russian Federation (hereinafter referred to as the "Parties"),

Desiring to establish more effective cooperation between both States in the field of mutual legal assistance in criminal matters,

Desiring that such cooperation will contribute to combating crime in both States,

Have agreed as follows:

Article 1

1. Each Party shall, upon request by the other Party, provide mutual legal assistance in connection with investigations, prosecutions and other proceedings in criminal matters (hereinafter referred to as "assistance") in accordance with the provisions of this Treaty.

2. Assistance shall include the following:

(1) taking testimony, statements or items, including through the execution of search and seizure;

(2) examining persons, items or places;

(3) locating or identifying persons, items or places;

(4) providing items in the possession of the legislative, executive, judicial or other national authorities of the requested Party as well as the local authorities thereof;

(5) informing a person of an invitation to appear in the requesting Party or serving a document requiring a person to appear in the requesting Party;

(6) temporary transfer of a person who is being detained or is serving a sentence in the territory of the requested Party for giving testimony or for other purposes indicated in the request;